

# 令和5年度藤岡市社会福祉協議会ボランティア団体助成事業

## 実施要項

### 1. 目的

歳末たすけあい運動募金を活用して、地域で活動するボランティア団体やグループが行う福祉活動に助成し、ボランティア団体等の育成及び組織強化を図ることを目的とする。

### 2. 対象団体及び助成事業内容

以下の全てに該当する団体

- (1) 藤岡市内で福祉活動をしている団体
- (2) 会員が5人以上のボランティア団体、非営利活動のグループ等

ただし、以下に該当する団体及び経費は対象外とする。

- ①藤岡市内の活動において、国や地方公共団体の補助金・助成金等を受けている団体
- ②藤岡市内の活動において、他の民間機関（財団）等から助成を受けた団体
- ③収益・営利・宗教目的の団体
- ④自助活動を主たる目的とする団体
- ⑤団体等の人件費
- ⑥飲食費
- ⑦団体の周知、宣伝を主な目的としたリーフレットやホームページ作成にかかる経費
- ⑧その他、社協が適切でないと認めた経費

### 3. 助成額

1団体 30,000円以内

### 4. 助成事業実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日に実施する事業

※申請時点で事業が完了していた場合、申請することはできません。

※事業実施の際には、歳末たすけあい運動募金が活用されていることが分かるように、印刷物などに、印刷ください。

## 5. 募集・申請方法

- (1) 令和5年5月号社協だよりにて募集掲載
- (2) 社協だよりに併せて、社会福祉協議会事務局にて申請書の配布  
※ホームページにてダウンロード可能
- (3) 申込受付は社会福祉協議会総務課へ、  
令和5年5月15日(月)～令和5年6月15日(木)、必着提出とします。  
※1団体、年度中1回の申請となります。

## 6. 提出書類

- (1) 申請書
- (2) 会則、規約、団体のパンフレット等の団体の内容が分かるもの
- (3) 団体会員名簿

## 7. 審査方法

予算の範囲内で助成をおこないます。なお、予算の範囲を超えた場合は、申請内容に基づき、助成の必要性が高いものから選考し決定する。選考結果は6月下旬に通知する。

※必要に応じて、聞き取り調査を行う場合があります。

## 8. 報告

助成事業終了後、30日以内に所定の報告書、助成事業にかかった領収書の写し、写真、印刷物提出してください。